

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	次期戦闘機に係る国会論議 －GCAP、GIG0、次期戦闘機移転を含めた国会論議概観－
著者 / 所属	藤川 隆明 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	468号
刊行日	2024-7-25
頁	93-109
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

次期戦闘機に係る国会論議

— GCAP、GIGO、次期戦闘機移転を含めた国会論議概観 —

藤川 隆明

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 次期戦闘機に関する議論
3. GIGO設立条約及びGIGOに関する議論
4. 次期戦闘機の第三国移転に関する議論
5. おわりに

1. はじめに

政府は、2035年頃から退役開始が見込まれるF-2戦闘機の後継機について、2020年から国際協力を視野に日本主導の次期戦闘機開発に着手するとともに、英国、イタリアとの間で共同開発の可能性を追求してきたところ、2022年12月に、日英伊3か国で2035年までに次世代戦闘機を共同開発する事業である「グローバル戦闘航空プログラム」(Global Combat Air Programme (以下「GCAP」という。))が決定・公表された。

その後、日英伊は、次期戦闘機の共同開発完了を実現するためには、効率的な協業体制の構築が必要であるとし、2023年12月にGCAPを管理する国際機関であるGIGO(GCAP International Government Organisation)を設立する条約(以下「GIGO設立条約」という。)に署名した。2024年2月20日、同条約はその締結について承認を求めため、第213回国会(常会)に提出され(閣条第1号)、衆参両院における審議を経て、同年6月5日の参議院本会議において多数をもって承認された。

第213回国会においては、2035年頃の配備を目指す次期戦闘機(又はGCAP)や、そのために2024年度中の設立を目指すGIGO、次期戦闘機の第三国移転について、活発な議論が行われた。本稿は、これらの主な国会議論を紹介する¹ものである。なお、文中の名称、

¹ GCAPの経緯、GIGO設立条約の主な内容等については、紙幅の関係上、藤川隆明「GCAP政府間機関(GIGO)の設立に関する条約の概要—次期戦闘機の国際共同開発に係る協業体制の確立—」『立法と調査』No. 465(2024. 4. 12) 113~127頁を参照されたい。

肩書等はいずれも当時のものである。

2. 次期戦闘機に関する議論

(1) 次期戦闘機の必要性等

国会において、次期戦闘機の必要性を問われた岸田内閣総理大臣は、おおむね以下の説明をしている。

- ・四面を海に囲まれた島国である我が国に対する侵略は、発生するとしたならば、必ず空又は海を経由して行われるため、専守防衛を旨とする我が国が安全を確保するためには、航空機や巡航ミサイルによる空からの攻撃や艦艇による海からの攻撃をできる限り洋上そして遠方で阻止することが必要となる²。
- ・戦闘機は、これらの防御的任務を遂行するための中核的装備品として整備そして運用されてきており、我が国の平和と安定に不可欠な装備品である³。
- ・戦闘機同士の戦いの帰趨は技術の進展などにより大きく変化しており、世代が違う戦闘機間では、新世代機、これが圧倒的に優位である⁴。
- ・我が国は、第五世代機であるF-35のほか、F-15、そしてF-2の三機種の戦闘機を保有しており、現在F-35の増勢及びF-15の能力向上を行っているところだが⁵、F-2は、退役、減勢が始まる2035年頃からその後継となる次期戦闘機の導入を開始する必要がある^{5, 6}。

なお、次期戦闘機に関するプログラムであるGCAPの意義について、上川外務大臣は、いわゆる同盟関係にはないが、自由、民主主義、人権、法の支配といった共通の価値に基づく長年にわたる緊密な関係にある日英伊3か国が、GCAPを通じて、長年にわたる防衛協力関係を一層拡大し、深化する三国間のパートナーシップを更に進めていくものと考えられる旨説明している⁷。

このほか、F-35では不十分なのかが問われたが、政府は、F-35も含めた第五世代機は、我が国周辺国でも開発や配備が進められている現在の最新鋭戦闘機ではあるが、数に勝る敵に対処し、将来にわたって我が国の平和と安定を確保するためには、我が国自身としてそれらの戦闘機を超える将来の最新鋭戦闘機としての次期戦闘機を開発することが不可欠である旨説明した⁸。

(2) 次期戦闘機を共同開発する必要性及びパートナー国の選定

また、次期戦闘機を共同開発する必要性や、共同開発のパートナーを英国及びイタリアとした理由が問われ、政府は、おおむね以下の説明をした。

² 第213回国会参議院予算委員会会議録第4号4頁(2024.3.5)

³ 第213回国会参議院予算委員会会議録第4号4頁(2024.3.5)

⁴ 第213回国会参議院予算委員会会議録第4号4頁(2024.3.5)

⁵ 第213回国会参議院予算委員会会議録第4号5頁(2024.3.5)

⁶ 国会では、次期戦闘機の開発が遅延した場合における、F-2のいわゆる「延命」の可否について問われたが、木原防衛大臣は、技術的に相当な困難を伴うと見込まれる旨見解を示した(第213回国会参議院本会議録第22号(2024.5.29))。加えて、政府は、開発が遅れた場合における対応については、そのときの状況に応じて対応していくしかない旨見解を示している(第213回国会衆議院外務委員会会議録第10号(2024.5.10)弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁)。

⁷ 第213回国会衆議院外務委員会会議録第10号(2024.5.10)

⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号28頁(2024.3.22)弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

- ・現在、防衛装備品の高度化あるいは高額化が進んでおり、開発のコストやリスクが増大する中、戦闘機を含め優秀な装備品を取得するためには、一国のみならずパートナー国と協力して資金や技術をそれぞれが提供、供与して開発していく方式が国際的に取られている⁹。
- ・国際共同開発・生産が主流化する中、我が国において次期戦闘機の開発を進めるに当たり、我が国の独自開発や米国との共同開発などの可能性についても十分な検討を行った結果、要求性能の実現可能性、スケジュール、コスト等の様々な観点から、我が国の独自開発ではなく、英国そしてイタリアとの国際共同開発が最適な選択肢であると判断をし、3か国の技術を結集して、リスク、コストを分担しながら優れた次期戦闘機を開発することを判断した¹⁰。
- ・共同開発を目指す上では、我が国主導の開発に加え、各国が配備予定時期を同じくし、国際協力を追求する自国の開発プログラムを有していることが重要であるところ、米国は、同様のスケジュールで、国際協力を志向した次期戦闘機を開発し、配備するプログラムを有しておらず、一方、我が国と英国及びイタリアは、それぞれ2035年頃に配備を目指す次期戦闘機の開発プログラムを有していたところ、米国の緊密な同盟国である日英伊3か国の共同開発に至った¹¹。

なお、ドイツ、フランス、スペインが共同開発する次期戦闘機との関係も問われたが、当該戦闘機は、2040年代の運用を目指しており、日英伊とはスケジュールが異なる旨¹²、当該戦闘機とは、現時点において、研究協力や将来的な統合の計画はない旨説明された¹³。

(3) 我が国主導の次期戦闘機共同開発の実現可能性

我が国は次期戦闘機の共同開発において、防衛力整備計画にも記載のとおり、「我が国主導」の実現を目指しているところ、英国、イタリアとの共同開発において、「我が国主導」の実現可能性について問われ、木原防衛大臣は、おおむね以下のとおり説明した。

- ・「我が国主導」の開発とは、防衛力整備計画に明記されているとおり、次期戦闘機の共同開発に当たり、①我が国が求める主要な要求性能を全て満たすこと、②将来にわたって適時適切な改修の自由を確保できること、③高い即応性を実現する国内生産、技術基盤を確保すること、これらを実現することである¹⁴。
- ・我が国主導の開発を実現すべく、日英伊の協議において、F-2の開発経験や各種研究の成果を踏まえた我が国が蓄積してきた戦闘機開発に必要な経験や技術を背景に、我が国の立場を粘り強く主張する中で、我が国主導が実現できるとの確信¹⁵が得られた¹⁶。

また、G I G Oの本部が英国に設置されることで、我が国の主導権が後退するのではないかとの指摘に対しては、上川外務大臣及び木原防衛大臣の両大臣とも、共同開発の主導権は必ずしも G I G Oの本部の所在地によって決まるものではない旨説明した¹⁷。また、次期戦闘機の製造拠点についても質疑がなされたが、木原防衛大臣は、製造拠点を含め、次期戦闘機の生産の在り方については現在3か国で協議中であるが、我が国主導の開発の

⁹ 第213回国会参議院予算委員会会議録第4号5頁（2024.3.5）岸田文雄内閣総理大臣答弁

¹⁰ 第213回国会参議院予算委員会会議録第4号5頁（2024.3.5）岸田文雄内閣総理大臣答弁

¹¹ 第213回国会衆議院本会議録第24号（2024.4.25）木原稔防衛大臣答弁

¹² 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号（2024.6.4）木原稔防衛大臣答弁

¹³ 第213回国会衆議院外務委員会会議録第10号（2024.5.10）鬼木誠防衛副大臣答弁

¹⁴ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号（2024.6.4）

¹⁵ 2023年4月の段階で、政府は、共同開発に至るまでの日本、英国、イタリアの協議を通じて、我が国主導が実現できるとの確信が得られたことから日英伊3か国の共同開発を決定した旨答弁している（第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号21頁（2023.4.25）土本英樹防衛装備庁長官答弁）。

¹⁶ 第213回国会参議院本会議録第22号（2024.5.29）

¹⁷ 第213回国会参議院本会議録第22号（2024.5.29）

ためには国内に生産・技術基盤を確保することが重要であることを踏まえ、次期戦闘機の生産に取り組んでいく旨見解を示した¹⁸。

（４）次期戦闘機の能力等

次期戦闘機について、その具体的な能力及び我が国が重視する能力について問われた。政府は、次期戦闘機は、優れた空対空能力のみならず、空対地、空対艦能力も兼ね備えたマルチロール機となる見込み¹⁹で、我が国は、空対空能力を重視し、具体的には、レーダーやカメラ等を通じて脅威の状況を把握するセンシング技術や相手から見えにくくするためのステルス性能、敵味方の位置情報等を通信で共有して組織的な戦闘を行うネットワーク戦闘といった面での高い能力に加え、航続距離も重要な要素である旨説明している²⁰。

（５）次期戦闘機に関する装備

次期戦闘機は、戦闘機自体の能力が高いことも事実だが、ミサイルを始めとする兵装、無人機を含む他のアセットとの連携、そして教育や維持整備、そのような後方支援体制が相まって総合的に運用されるときにその真価を発揮する旨説明されている²¹。このように、次期戦闘機は無人機との連携が想定されるどころ、国会審議では、無人機に関する質疑がなされ、政府は、おおむね以下の説明をした。

- ・次期戦闘機に連携する無人機の開発の在り方は、現時点では決まっていない²²。
- ・無人機にどのようなものを求めていくのか、現時点では答弁できる段階にはない²³。
- ・技術的に本当に成り立つのか、あるいはコストがどうなるのかを踏まえつつ、2035年頃までの開発完了を目指している²⁴。
- ・我が国としては、人間の関与が及ばない完全自律型の致死性を有する兵器の開発を行う意図は有していないとの立場を明確にしてきているところ、次期戦闘機と連携する無人機の研究開発に当たっても、当該方針に従い、適切に対応する予定である²⁵。

また、次期戦闘機に何を装備するのかについて、木原防衛大臣は、搭載する具体的な装備は、いわゆるスタンドオフミサイルを搭載するか否かも含めて、現在検討中である旨説明している²⁶。

（６）次期戦闘機の開発に要する経費

¹⁸ 第213回国会参議院本会議録第22号（2024. 5. 29）

¹⁹ 次期戦闘機をマルチロール機とすることについては、次期戦闘機はF-2の後継になるが、F-2もマルチロール機である旨、戦闘機同士の戦いは新世代機が圧倒的に優位であり、周辺国が新世代機の開発や配備を進めていることに鑑みれば、次期戦闘機は、それらの戦闘機を超える最新鋭の次期戦闘機として、極めて優れた空対空能力を持つマルチロール機であることが必要である旨説明されている（第213回国会衆議院安全保障委員会議録第6号（2024. 4. 9）弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁）。

²⁰ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第14号（2024. 5. 21）弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

²¹ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第16号（2024. 5. 30）木原稔防衛大臣答弁

²² 第213回国会衆議院本会議録第24号（2024. 4. 25）上川陽子外務大臣答弁

²³ 第213回国会衆議院外務委員会議録第10号（2024. 5. 10）鬼木誠防衛副大臣答弁

²⁴ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第2号8頁（2024. 3. 12）木原稔防衛大臣答弁

²⁵ 第213回国会衆議院外務委員会議録第10号（2024. 5. 10）鬼木誠防衛副大臣答弁

²⁶ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第6号（2024. 4. 9）

木原防衛大臣は、次期戦闘機の経費について、おおむね以下の説明をした。

- ・次期戦闘機は、令和2年の開発着手以降、令和5年度予算までの開発経費として約2,568億円、関連研究経費として約498億円の計約3,066億円を計上しており、日英伊共同開発を前提に防衛力整備計画の期間に相当する5年間に限って経費を試算した結果、開発経費として約0.77兆円と見積もっている²⁷。
- ・開発総経費については、日英伊共同開発に当たっての具体的な作業分担等、G I G O設立条約も踏まえた国際協力の詳細な在り方により今後大きく変動し得ることから、答えられる段階になく、可能となった段階で公表できるよう検討する²⁸。
- ・開発費の分担比率は現在3か国で調整中である²⁹。
- ・次期戦闘機の開発費については、必要な経費を精査した上で、年度ごとの予算案として国会で審議をし、国民への説明責任を果たした上で確保するものであり、開発費を回収するために次期戦闘機の第三国への輸出にのめり込むとの指摘は当たらない³⁰。

また、過去の例を踏まえ³¹、防衛装備品の高度化、高額化が進み、次期戦闘機の開発費が増大していく懸念が問われたところ、鬼木防衛副大臣は、これまでの教訓を踏まえ、次期戦闘機事業においては、開発段階から開発後の量産、運用、維持段階までを見通した効率化のための施策に取り組む旨説明し、例として、英国、イタリアの知見も活用しつつ、デジタルトランスフォーメーションといった先進的な取組による製造時の効率性の向上策も積極的に取り入れていくとした³²。このほか、鬼木防衛副大臣は、次期戦闘機の共同開発において、開発費を削減することは、日英伊3か国共に共通の課題と捉えており、3か国で協力して取り組む旨説明している³³。

(7) 次期戦闘機の共同開発における作業分担

木原防衛大臣は、次期戦闘機の作業分担については、各国企業が中心となって決めていくものの、各国政府がG I G Oを通じて関与をしながら、官民一体となって議論をしていく旨見解を示した³⁴。また、同大臣は、作業分担については、3か国間で設計作業を行う中で今後決定していくこととなる旨説明しており³⁵、今後の見通しについては、設計作業を通じて仕様、性能が確定するまでに、今後、5年ほどかかり、日英伊の3か国はそれぞれの国の(次期戦闘機に対する)要求性能が違うので、恐らくその5年間で相当議論が行われ、3か国間の競争となる旨説明している³⁶。なお、我が国の要求性能は上記のとおりだが、英

²⁷ 第213回国会参議院本会議録第22号(2024.5.29)

²⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号(2024.6.4)

²⁹ 第213回国会参議院本会議録第22号(2024.5.29)

³⁰ 第213回国会衆議院本会議録第24号(2024.4.25)

³¹ 鬼木防衛副大臣は、過去の航空機開発の事例として、F-2の開発総経費については当初11年間で約1,650億円程度と見込んでいたところ、その後の日米両国間における交渉により、①人件費の高いアメリカも改造開発を本格的に分担するようになったこと、②飛行制御システム、フライトコントロールシステムに係る技術援助をアメリカより受けることができず、我が国自らが開発することになったこと等の事情の変更があり、結果として開発総経費が約3,600億円となった件に言及している(第213回国会衆議院外務委員会会議録第10号(2024.5.10))。

³² 第213回国会衆議院外務委員会会議録第10号(2024.5.10)

³³ 第213回国会衆議院外務委員会会議録第10号(2024.5.10)

³⁴ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号(2024.5.30)

³⁵ 第213回国会参議院本会議録第22号(2024.5.29)

³⁶ 第213回国会衆議院安全保障委員会会議録第6号(2024.4.9)

国、イタリアが次期戦闘機に求める具体的な性能については、相手国との関係もあるとして、答弁が控えられている³⁷。

また、共同開発において、日本が生かしていきたい技術についても質疑がなされたところ、政府は、エンジン技術、ステルス性と高機動性を兼ね備えた航空機のインテグレーション技術、戦闘機に係る高速ネットワーク技術に言及し、さらに、機体の軽量化に係る一体化・ファスナレス技術、レーダーについても、我が国は相当レベルが高い旨説明したが、現状作業分担の協議が行われているとして、それ以上の言及はしなかった³⁸。

3. G I G O 設立条約及び G I G O に関する議論

(1) G I G O の意義・必要性等

政府は、次期戦闘機の2035年までの開発完了という目標を達成するために、2024年度中に G C A P を管理する国際機関である G I G O を設立することについて英国、イタリアと確認している³⁹。我が国として、防衛装備品の共同開発で国際機関を設立するのは初めてである⁴⁰ところ、国会審議において、G I G O を設立する意義・必要性が問われ、政府は、おおむね以下の説明をしている。

意義	<ul style="list-style-type: none">・日英伊間の協業を一元的に管理運営する体制が構築され、G C A P の事業の円滑な実施に資することになり、これにより、我が国の防衛能力の向上や、我が国の防衛生産・技術基盤の維持強化が期待される⁴¹。・G I G O 設立を通じた日英伊3か国の協力は、今後数十年にも及ぶ英伊両国との幅広い協力の礎となる⁴²ものであり、一層厳しさを増す安全保障環境の中において、インド太平洋地域及び欧州地域の平和と安定に大きく貢献するものと考えており、我が国の国際的な影響力への寄与も期待される⁴³。
必要性	<ul style="list-style-type: none">・先端技術を含む最新鋭の戦闘機の開発に当たり、企業側のみならず政府側も一元的に事業管理を行い、性能、コスト、スケジュール等の様々な要素について日常的に企業側と緊密に調整を行う必要があり、ユーロファイター⁴⁴の事例を参考にしつつ、効率的な開発体制を構築することとした⁴⁵。

また、上記のように、次期戦闘機は、無人機との連携が想定されるが、木原防衛大臣によれば、G I G O において開発することとなる装備品は今後の英国、イタリアとの協議によるものの、現時点で戦闘機以外の装備品をG I G O で開発する具体的な計画があるわけではない⁴⁶。

³⁷ 第213回国会参議院予算委員会会議録第9号15頁（2024.3.13）岸田文雄内閣総理大臣答弁

³⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号（2024.6.4）弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

³⁹ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号（2024.5.30）弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

⁴⁰ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号（2024.5.30）木原稔防衛大臣答弁

⁴¹ 第213回国会衆議院外務委員会会議録第10号（2024.5.10）上川陽子外務大臣答弁

⁴² 英国、イタリアとの連携について、木原防衛大臣は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中において、力による一方的な現状変更に対して我が国の安全保障を確保するためには、アメリカのような同盟国のみならず、1か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要であるとの考えの下で、同盟国、同志国間のネットワークを重層的に構築し、また拡大することは、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出し、抑止力を強化することにつながるとしており、英伊を含む同志国との連携を引き続き強化することが重要である旨述べている（第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号（2024.5.30））。

⁴³ 第213回国会衆議院外務委員会会議録第10号（2024.5.10）上川陽子外務大臣答弁

⁴⁴ 英国、イタリア、ドイツ及びスペインで共同開発された戦闘機。

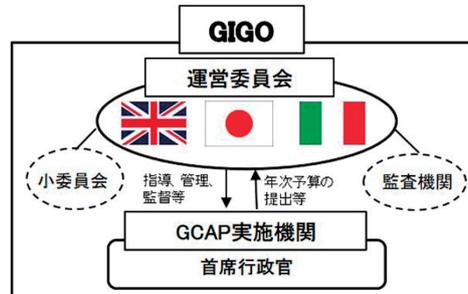
⁴⁵ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号（2024.5.30）木原稔防衛大臣答弁

⁴⁶ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号（2024.5.30）

(2) G I G Oの組織の議論

G I G Oは、運営委員会及びG C A P実施機関（以下「実施機関」という。）によって構成される。

図表 1 G I G Oの組織図



(出所) 防衛省ウェブサイト⁴⁷

運営委員会は、各締約国の代表によって構成され、我が国の代表は、防衛省の指定職や課長級クラスが想定される⁴⁸。また、運営委員会のトップである議長は、各締約国の代表団の長が交代で務めることとなるが、議長に付与される権限は、日英伊の3か国で検討中であり⁴⁹、どの国の者が初代議長に就くかは、まだ決まっていない⁵⁰。

また、実施機関については、G I G O設立条約に規定される業務の一つに輸出に係る支援が挙げられており、その具体的内容について質疑がなされた。政府は、次期戦闘機の輸出に関するG I G Oの役割については、英国、イタリアとの間で検討中、協議中であり、支援の具体的な対応については、その検討の結果を反映した形で実施する旨説明した⁵¹。

加えて、G I G O設立条約に規定される監査人について問われた。政府は、監査人とは、我が国においては、会計検査院職員等⁵²となり、会計検査院が検査した結果、検査報告、随時報告又は国会からの検査要請に関する報告として国会に報告される内容は、会計検査院法に定められ⁵³、これらの規定内容に該当するかは、検査結果の事実関係や事態の規模、重大性、発生原因、事態の広がり等の各要素を総合的に検討して判断される旨説明した⁵⁴。

⁴⁷ <<https://www.mod.go.jp/j/policy/defense/nextfighter/index.html>> (2024. 7. 9最終アクセス)

⁴⁸ 第213回国会衆議院外務委員会議録第10号 (2024. 5. 10) 弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

⁴⁹ 第213回国会衆議院外務委員会議録第10号 (2024. 5. 10) 弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

⁵⁰ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第16号 (2024. 5. 30) 弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

⁵¹ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第16号 (2024. 5. 30) 河邊賢裕外務省総合外交政策局長答弁

⁵² 会計検査院職員等の「等」については、防衛省の監査部門職員を想定している旨説明され (第213回国会参議院外交防衛委員会議録第16号 (2024. 5. 30) 河邊賢裕外務省総合外交政策局長答弁)、政府は、国会から、防衛省における監査結果等の報告について要請等があった場合、法令等に基づき適切に対応していく旨説明している (第213回国会参議院外交防衛委員会議録第16号 (2024. 5. 30) 弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁)。

⁵³ 一例として、会計検査院法第30条の3には、「会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法 (昭和二十二年法律第七十九号) 第百五条 (同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。) の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる」と規定されている。

⁵⁴ 第213回国会衆議院外務委員会議録第10号 (2024. 5. 10) 河邊賢裕外務省総合外交政策局長答弁

(3) 我が国から派遣される初代首席行政官等

我が国は、G I G O本部を英国に設置する代わりに、初代の首席行政官を派遣する（その後は、3か国でローテーション⁵⁵⁾）こととなっている。本件の経緯や意義について、政府は、おおむね以下の説明をしている。

- ・G C A Pの実施に向けて3か国間での協業が不可欠であり、協業体制を構築するに当たってはバランスの取れたものとなるよう、3か国で協議を行った結果、実施機関の初代トップである首席行政官を我が国が、G I G Oの本部の所在地を英国が、企業体の初代トップをイタリアがそれぞれ分担することを3か国で合意したものであり、我が国としては、国際機関の活動の立ち上げを主導するという重要な立場を担う初代首席行政官を担うことや、我が国が蓄積してきた経験や技術を背景に次期戦闘機の開発に貢献していくこと等で我が国主導の開発を確保していく⁵⁶⁾。
- ・我が国主導の開発を確保する上では、G I G Oの立ち上げとG C A Pの将来を左右する重要な立場を担うことになる、G I G Oの初代首席行政官を日本人とすることは、極めて意義がある⁵⁷⁾。

なお、首席行政官については、業務上の権限の詳細は協議中であるが、締約国の監督の下で業務を行うこととなり、日本から派遣する者については、国際的な協力の経験を有し、日英伊の3か国を指導する力に秀で、英国及びイタリアの期待を裏切ることのないような、人柄等も含めてベストな人材を、木原防衛大臣の責任の下で任命するとされている⁵⁸⁾。

また、G I G O設立条約には、首席行政官を補佐する局長について規定されているところだが、局長の選定方法については、現状検討中とされ、初代の首席行政官が日本から派遣された場合は、局長は、他国から派遣されることとなる旨の想定が示された⁵⁹⁾。

(4) G I G Oに派遣される職員の規模と処遇等の議論

また、我が国からG I G Oに職員を派遣するにあたり、その規模や処遇が問われた。政府からは、おおむね以下の説明がなされた。

- ・各国がG I G Oに派遣する具体的な人数は現在3か国で調整中であるが、G I G Oは、各国の政府から合わせて数百人規模の組織となることが想定される⁶⁰⁾。
- ・我が国から派遣される職員について、詳細は検討中だが、防衛省から、技術的な観点からプロジェクト管理を担う技官、組織運営等を担う事務官及び戦闘機の運用者である航空自衛官の派遣が予定され、防衛省以外の省庁からも、オールジャパンの観点から前向きに検討する⁶¹⁾。
- ・我が国から派遣される職員について、民間から防衛省職員として中途採用した者の中にG I G Oに派遣することが適当な者がいれば派遣を検討する⁶²⁾。
- ・我が国から派遣される職員は、退職した自衛官も含めて対象になり得、特定任期付制度の活用も、場合によってはあり得る⁶³⁾。
- ・G I G Oの職員の処遇は、現在、ほかの国際機関の事例等も参照しつつ、3か国で検討中である⁶⁴⁾。

⁵⁵⁾ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第7号（2024.4.11）木原稔防衛大臣答弁

⁵⁶⁾ 第213回国会参議院本会議録第22号（2024.5.29）上川陽子外務大臣答弁

⁵⁷⁾ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号（2024.6.4）木原稔防衛大臣答弁

⁵⁸⁾ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号（2024.6.4）木原稔防衛大臣答弁

⁵⁹⁾ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号（2024.6.4）弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

⁶⁰⁾ 第213回国会参議院本会議録第22号（2024.5.29）木原稔防衛大臣答弁

⁶¹⁾ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号（2024.5.30）弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

⁶²⁾ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号（2024.5.30）弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

⁶³⁾ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号（2024.5.30）弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

⁶⁴⁾ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号（2024.5.30）弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

なお、木原防衛大臣は、G I G Oでの経験は、我が国から派遣を予定している技官、事務官、自衛官のいずれについても国際的に通用する人材の育成に大きく資する旨見解を示した⁶⁵。

また、G I G Oの職員が違法行為を行った場合の対応を問われ、政府は、実施機関の職員について、基本的に公的資格で行った全ての行為について、訴訟手続免除を条約上享有しているが、G I G O設立条約に規定のとおり、実施機関の職員が享有する特権免除はG I G Oの利益のために与えられるものであり、職員個人の一身上の便宜のために与えられるものではないところ、万一、不適切な事案が発生するような場合、日本政府は、条約の規定に基づき適切に対応していく旨説明している⁶⁶。なお、上川外務大臣によれば、実施機関の職員は、外交官のような身体の不可侵は認められない⁶⁷。

(5) G I G Oに係る経費の議論

G I G Oの年次予算は、運営予算と事業予算からなるところ、各予算の規模について、木原防衛大臣は、運営予算は1か国当たり年間数十億円程度、事業の実施に必要な経費(事業予算)は1か国当たり年間1,000億円程度の規模が想定されるが、今後3か国間で検討を深めていく旨述べている⁶⁸。また、鬼木防衛副大臣は、3か国によるG I G Oへの拠出額は、作業分担等、国際協力の詳細な在り方により、今後大きく変動し得ることになるため、現時点で答えることは困難であるが、3か国で公平に分担することを検討しており、英国及びイタリアとの調整の上、可能な限り早期に公表できるよう検討していく旨説明した⁶⁹。

(6) G I G O設立条約に規定される「別途の取決め」

国会審議において、G I G O設立条約には、具体的な内容が明らかにされず、今後「別途の取決め」を行う旨の記載が多く見られると指摘された⁷⁰。上川外務大臣は、「別途の取決め」とは、本条約の実施に当たって必要となる具体的な手続の詳細や技術的事項等について、各国の関係当局がその所掌の範囲の中で定める当局間文書を指し、本条約に反する内容又は本条約で約束した範囲を超える内容を定めることはない旨説明している⁷¹。また、当該取決めについて、木原防衛大臣は、設立までに決められるもの、設立後に決まってくるものそれぞれあると思う旨、公表されるもの、公表できないものそれぞれあると思う旨見解を示し、公表できるものは公表し、公表できないものについても、その概要などに基づき、公表できる範囲では公表していく旨説明している⁷²。

また、G I G O設立条約において、「別途の取決め」の作成に関わる主体として規定される「関係当局」についても質疑がなされた。上川外務大臣は、G C A Pを実施する主管省

⁶⁵ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号(2024.5.30)

⁶⁶ 第213回国会衆議院外務委員会会議録第10号(2024.5.10)河邊賢裕外務省総合外交政策局長答弁

⁶⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号(2024.6.4)

⁶⁸ 第213回国会衆議院安全保障委員会会議録第2号8頁(2024.3.12)

⁶⁹ 第213回国会衆議院外務委員会会議録第10号(2024.5.10)

⁷⁰ 同内容の指摘をした報道もある(『東京新聞』(2024.6.5))。

⁷¹ 第213回国会参議院本会議録第22号(2024.5.29)

⁷² 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号(2024.6.4)

庁たる防衛省が中心となり、英伊の防衛当局とともに取決めを作成することが想定されるが、その内容については、条約の解釈及び実施を所掌する外務省としても確認する旨説明した⁷³。

(7) G I G O設立条約における次期戦闘機の移転に係る条文の議論

G I G O設立条約における次期戦闘機の移転に関する質疑が行われ、同条約は、締約国に次期戦闘機の輸出の義務を課すものではないことが確認された⁷⁴。また、以下に示すとおり、各締約国の移転支援にかかるG I G O設立条約の規定についても質疑がなされた。

図表2 G I G O設立条約第5条及び第50条(1)(下線は筆者による)

第5条	締約国は、法的義務及び規則に従い、並びに国家安全保障上の直接の利益に妥当な考慮を払った上で、 <u>G C A Pの全ての段階において生み出された全ての品目及び情報の締約国間における輸入、輸出又は移転を可能な限り支援する。</u>
第50条(1)	各締約国は、法的義務及び規則に従い、並びに国家安全保障上の直接の利益に妥当な考慮を払った上で、 <u>G C A Pにおいて又はG C A Pを通じて生み出された品目及び情報を非締約国に輸出し、又は移転するといういずれか一の締約国の意図を可能な限り支援する。</u>

政府によれば、条約の第5条は、締約国である我が国、英国、イタリアの間での共同開発において生み出された品目及び情報のやり取り、条約第50条は、共同開発の成果物等の非締約国への輸出を念頭に置いており、条文上は「可能な限り」支援するようになっており、支援しない場合も排除されない⁷⁵。また、G I G O設立条約第50条に規定される「支援」について、我が国の取組の具体的な対応としては、例えば英国又はイタリアによる第三国移転への事前同意となる旨説明された⁷⁶。なお、上記の両条文において下線を引いた箇所のうち、「品目」については、次期戦闘機等の文言はないものの、G C A Pの完成品である次期戦闘機が含まれる。この点、G C A Pで生み出される品目に完成品である次期戦闘機が含まれることは日英伊3か国間の共通認識であるため、G I G O設立条約においては、上記の記載ぶりになった旨説明されている⁷⁷。

また、G I G O設立条約第51条についても質疑がなされた。

図表3 G I G O設立条約第51条(1)及び(3)(下線は筆者による)

第51条(1)	締約国は、G C A Pのための装備及びこれを構成する装備並びにG C A Pのための技術の非締約国への輸出を円滑にするための共通の仕組みを創設し、及び維持する。当該仕組みについては、 <u>締約国の関係当局間の別途の取決めで定める。</u>
第51条(3)	(1)に規定する仕組みについては、 <u>この条約、適用のある国際協定並びに武器管理制度に関する約束を含む締約国のその他の法的義務及び規則を反映するものとする。</u>

本条は、非締約国への輸出を円滑にするための共通の仕組みをつくることを定めたもの

⁷³ 第213回国会参議院本会議録第22号(2024.5.29)

⁷⁴ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号(2024.5.21)熊谷直樹外務省大臣官房審議官答弁

⁷⁵ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号(2024.6.4)河邊賢裕外務省総合外交政策局長答弁

⁷⁶ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号(2024.5.30)河邊賢裕外務省総合外交政策局長答弁

⁷⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号(2024.5.30)上川陽子外務大臣答弁

であり、G C A Pの完成品である次期戦闘機も対象になる⁷⁸。当該共通の仕組みは、次期戦闘機の輸出を効率的かつ円滑に行うため、日英伊3か国が各国の輸出管理についての国内法規等を理解した上で構築する輸出のための共通の手続であり、具体的な内容については関係当局間の別途の取決めで定めることとなっている⁷⁹。なお、当該仕組みの確定時期について問われた上川外務大臣は、答えることは困難であり、その中身については、日英伊の関係当局間で検討している旨説明した⁸⁰。また、木原防衛大臣は、当該仕組みは、本条約、適用のある国際協定並びに武器輸出管理制度に関する約束を含む各国の法的義務及び規則を反映するもので、我が国においては、我が国が参加している国際輸出管理レジームにおける約束、当該レジームの内容を反映している外為法やその運用基準である防衛装備移転三原則等が含まれる（反映される）旨説明している⁸¹。

（8）英国、イタリア以外の国がG I G Oへ加入する可能性に関する議論

G I G O設立条約は、我が国と英国、イタリアにより署名された条約だが、その他の国が加入する可能性について問われ、木原防衛大臣は、おおむね以下のとおり説明している。

- ・ G I G Oは、あくまでも日英伊の3か国により設立されるものであり、現時点でその他の国の加入は想定されていないが、一般論として、条約上、日英伊以外の国が本条約発効後にG I G Oに加入することは排除されていない⁸²。
- ・ 仮に本条約発効後に新たな国がG I G Oに加入する場合は、条約を改正する必要がある、我が国においては改めて国会での審議をすることとなる⁸³。
- ・ 現時点で、具体的な加入の要件について決まったものはないが、仮に新たな国が加入する場合、先端技術を含む戦闘機の開発であることを踏まえれば、秘密保全体制は重要な考慮要素になる⁸⁴。

なお、木原防衛大臣は、日英伊以外の国が、次期戦闘機の共同開発に参加することも想定していない旨述べている⁸⁵。

一方で、報道⁸⁶等の情報に基づき、サウジアラビア王国の加入の可能性について質疑がなされた。木原防衛大臣は、次期戦闘機の国際共同開発の中で日英伊の三国の中に、サウジアラビアが加わることは、現時点では想定をしていない旨説明している⁸⁷。一方で、サウジアラビア側から共同開発に参加する意思表示を受けたのかという点について、政府は、パートナー国や相手国との関係もいろいろあるとして、答弁を控えている⁸⁸。

⁷⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号（2024. 5. 23）熊谷直樹外務省大臣官房審議官答弁

⁷⁹ 第213回国会参議院本会議録第22号（2024. 5. 29）木原稔防衛大臣答弁

⁸⁰ 第213回国会衆議院本会議録第24号（2024. 4. 25）

⁸¹ 第213回国会参議院本会議録第22号（2024. 5. 29）

⁸² 第213回国会参議院本会議録第22号（2024. 5. 29）

⁸³ 第213回国会参議院本会議録第22号（2024. 5. 29）

⁸⁴ 第213回国会参議院本会議録第22号（2024. 5. 29）

⁸⁵ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第2号8頁（2024. 3. 12）

⁸⁶ 一例として、「サウジアラビアが参加希望 日英伊共同開発の次期戦闘機—英F T紙」『時事通信』（2023. 8. 12）

⁸⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号4頁（2024. 3. 21）

⁸⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号4頁（2024. 3. 21）弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

(9) G I G O等における情報保全に関する議論

ア G I G Oにおける情報保全

我が国は、特定秘密保護法に基づき、G C A Pにおいて取り扱う秘密情報を特定秘密に指定し管理するところ、国会審議では、英国、イタリアと運営するG I G Oにおける情報保全の体制について問われた。木原防衛大臣によれば、体制については、3か国及びG I G Oにおいて、同等の秘密には同等の保護措置が与えられるように、現在、2か国間の情報保護協定等を参考に日英伊3か国で最終調整中で、日英伊からG I G Oに派遣される職員が秘密情報を漏えいした場合には、当該職員の派遣国の国内法令に基づく罰則が適用される見込みであり、仮に我が国からG I G Oに派遣される職員について特定秘密保護法違反があった場合、それ以上に厳しい処罰が科されるということは想定されない⁸⁹。また、G I G O設立条約上、実施機関は、締約国が参加する活動に関連する全ての情報及び文書を当該締約国の監査人に提供し、監査人が当該情報及び文書を調査することを認めるとされているが、上川外務大臣は、提供される情報に特定秘密が含まれる場合は、特定秘密保護法に基づき取り扱われる必要があるところ、そのような場合の具体的な措置は、会計検査院及び防衛省において検討中である旨説明した⁹⁰。

イ G I G Oに派遣・採用される者に係る情報保全

G I G Oに派遣される者は、秘密情報を扱うこととなるが、日英伊からG I G Oに派遣される職員が秘密情報を取り扱うための情報保全に係る手続は、当該職員の派遣国が実施することとなる旨説明されている⁹¹。また、G I G Oは、締約国である日英伊の国民以外の人員を採用することが可能であるところ、当該人員の採用に係る適性検査について問われた。木原防衛大臣は、現時点で具体的な採用の予定はないものの、仮に採用した場合に、秘密情報を取り扱うための情報保全に係る手続については、現在3か国で検討中である旨説明している⁹²。

ウ 共同事業体制との間での情報保全

G I G Oと、カウンターパートとなる企業側の共同事業体制との情報保全の取組について、政府は、防衛省が民間企業に秘密等の機微な情報を取り扱わせる場合は、当該企業との契約に付す特約条項に基づきこれらの情報を保護しており、G I G Oと民間企業における秘密情報の保護の体制については、秘密保全に関する特約条項を含め、各国における既存の措置等も参考に、日英伊3か国で最終調整中であり、民間企業側においても我が国の特約条項と同等の保全、秘密保全が確保されるよう措置していく旨説明している⁹³。

⁸⁹ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号（2024.6.4）

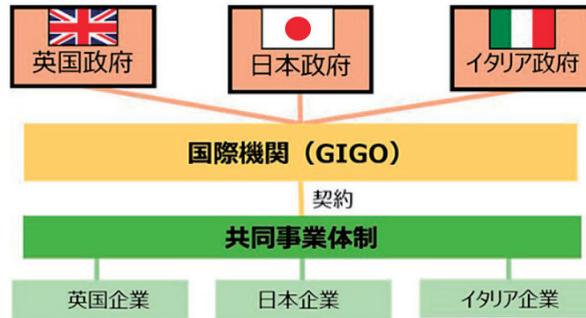
⁹⁰ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号（2024.6.4）

⁹¹ 第213回国会参議院本会議録第22号（2024.5.29）木原稔防衛大臣答弁

⁹² 第213回国会参議院本会議録第22号（2024.5.29）

⁹³ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号（2024.6.4）弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

図表4 G I G Oと共同事業体制の関係図



(出所) 防衛省ウェブサイト⁹⁴

(10) G I G Oと共同事業体制の関係に関する議論

ア 共同事業体制の概要に関する議論

G I G OはG C A Pを管理する一方で、企業側の共同事業体制は、日本の三菱重工業株式会社、英国のB A E、イタリアのレオナルドといった各企業を取りまとめながら、開発の実作業を行う⁹⁵。また、同体制は、次期戦闘機のインテグレーションを担うとされ⁹⁶、初代トップはイタリアから派遣され（その後は3か国でローテーション）⁹⁷、場所は英国に置かれる旨説明されている⁹⁸。加えて、政府は、共同事業体制は、日英伊3か国の企業から派遣されるエンジニアや、そのマネジメントを担う職員から構成されると考えている旨見解を示す⁹⁹も、同体制の詳細は3か国の企業でまだ検討が続いている旨説明した¹⁰⁰。

イ G I G Oと共同事業体制の関係に関する議論

政府によれば、G I G O設立後は、現在、各国政府が個別にプライム企業と結んでいる契約の大部分がG I G Oと共同事業体制の間の契約に一元化され、この契約関係の下でG I G Oは共同事業体制の活動を管理することとなる。G I G Oと共同事業体制のそれぞれの組織のトップは互いに独立して意思決定をするものの、共同事業体制のトップはあくまでも発注者たるG I G Oトップの示す方針の下で開発を進めることとなる¹⁰¹。また、各々の存続期間について、G I G Oは、次期戦闘機の開発完了後も、その量産や維持整備や改修の段階においてもプログラムを管理するため存続する一方で、共同事業体制は、いつまで存続するかという点も含めて、現在、日英伊の企業間で検討が進められている旨説明された¹⁰²。

⁹⁴ <<https://www.mod.go.jp/j/policy/defense/nextfighter/index.html>> (2024. 7. 9最終アクセス)

⁹⁵ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第7号 (2024. 4. 11) 弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

⁹⁶ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第16号 (2024. 5. 30) 木原稔防衛大臣答弁

⁹⁷ 第213回国会衆議院外務委員会議録第10号 (2024. 5. 10) 深澤雅貴防衛装備庁長官答弁

⁹⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第16号 (2024. 5. 30) 弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

⁹⁹ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第7号 (2024. 4. 11) 木原稔防衛大臣答弁

¹⁰⁰ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第16号 (2024. 5. 30) 弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

¹⁰¹ 第213回国会衆議院外務委員会議録第10号 (2024. 5. 10) 弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁

¹⁰² 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第17号 (2024. 6. 4) 木原稔防衛大臣答弁

4. 次期戦闘機の第三国移転に関する議論

(1) 我が国から第三国への直接移転を可能にした防衛装備移転三原則の改正等

ア 次期戦闘機の我が国から第三国への直接移転

2024年3月、政府は、「グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転について」を閣議決定し、防衛装備移転三原則の運用指針を一部改正した¹⁰³。これにより、英国及びイタリアと共同開発を行うG C A Pの完成品について、「3つの限定」と「二重の閣議決定」を盛り込んだ上で、我が国からパートナー国以外の国に直接移転を認め得ることとなる。木原防衛大臣は、防衛装備移転三原則の運用指針を改正し、次期戦闘機の完成品をパートナー国以外の第三国に我が国から直接移転し得ることとしたのは、我が国の安全保障環境にふさわしい戦闘機を実現し¹⁰⁴、我が国の防衛に支障を来さないようにするために、直接移転を行い得る仕組みを持ち、英伊と同等に貢献し得る立場を確保するためである旨説明している。また、その改正手法については、政府としてその必要性について与党に丁寧に説明を行い、国民の理解を得る観点から、国会の質疑に答える形で政府から説明した上で（改正を）行ったものであり、強引に改正したとの指摘は当たらない旨述べている¹⁰⁵。

さらに、政府は、次期戦闘機の我が国から第三国への直接移転について、「3つの限定」と「二重の閣議決定」というより厳格な決定プロセスを経ることで、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を堅持することをより明確な形で示すことができる旨説明している¹⁰⁶。

(ア) 3つの限定

「3つの限定」とは、①第三国直接移転を認めるのはG C A Pで開発される完成品に係る防衛装備に限定すること、②移転先国は国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束の締結国に限定すること、③武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国は移転しないとの限定を指す¹⁰⁷が、各限定については質疑がなされている。

¹⁰³ 次期戦闘機の第三国移転を認めた2024年3月の防衛装備移転三原則の運用指針の見直しの詳細は、藤川隆明「防衛装備移転三原則及び運用指針の改正—次期戦闘機に係る改正までの経緯・改正内容・現行制度の概観—」『立法と調査』No. 466（2024. 4. 26）57～76頁を参照されたい。

¹⁰⁴ なぜ、次期戦闘機の完成品をパートナー国以外の第三国に我が国から直接移転し得ることが、我が国の安全保障環境にふさわしい戦闘機を実現できることにつながるのかについては、岸田内閣総理大臣が、おおむね、①国際共同開発の協議は、機体のサイズやコストに制約があり、各国全ての要求性能が実現できない中、各国が同等の貢献を行うことを前提に自国が優先する性能の搭載を主張し合うプロセスであり、我が国の要求性能を実現するには、輸出等による価格低減努力を含めて十分な貢献を行う必要がある。②逆に、我が国から第三国への直接移転を行う仕組みが存在しなければ、我が国は価格低減の努力を行わないことになり、そのような我が国が優先する性能を実現するために、英伊が自ら求める性能を断念することは想定されず、我が国が求める戦闘機の実現が困難となる。③我が国の安全保障環境にふさわしい戦闘機を実現し、我が国防衛に支障を来さないようにするため、直接移転を行い得る仕組みを持ち、英伊と同等に貢献し得る立場を確保することが我が国の国益であるという点を説明している（第213回国会参議院予算委員会会議録第4号5頁（2024. 3. 5））。

¹⁰⁵ 第213回国会参議院本会議録第22号（2024. 5. 29）

¹⁰⁶ 第213回国会参議院予算委員会会議録第9号17頁（2024. 3. 13）岸田文雄内閣総理大臣答弁、木原稔防衛大臣記者会見（2024. 3. 26）、第213回国会参議院本会議録第22号（2024. 5. 29）上川陽子外務大臣答弁

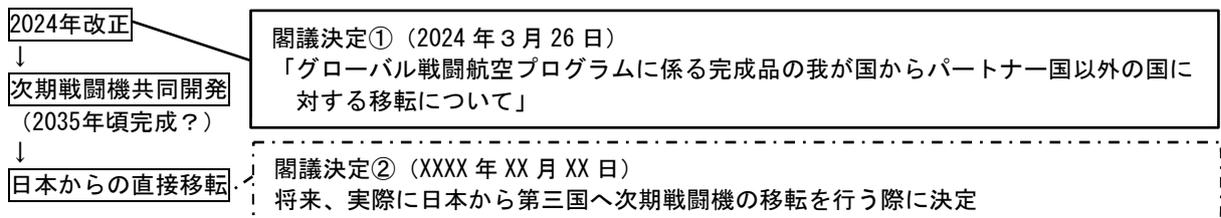
¹⁰⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2024. 5. 21）坂本大祐防衛装備庁装備政策部長答弁

①の限定について、今後我が国から第三国へ直接移転を認める対象が、次期戦闘機以外に拡大する可能性が問われたが、木原防衛大臣は、国際共同開発・生産した完成品の我が国からの第三国への移転について、G C A P以外に現時点で具体的に想定されている案件はなく、今後については予断を持って答えることは困難である旨説明した¹⁰⁸。また、②及び③における次期戦闘機の移転先の限定については、木原防衛大臣は、次期戦闘機の我が国から第三国への直接移転について、移転先国は国連憲章の目的と原則に適合する方法を使用することを義務付ける国際約束の締結国に限定しているが、これは最先端の戦闘機という装備品の性質を踏まえて、他国への侵略等、国連憲章の目的と原則に適合しない形で使用されることがないことを法的拘束力のある形で確保するためのものであり、適切な限定を付している旨、実際の移転に際しては、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国¹⁰⁹へ移転しないこととし、さらに、移転先が国際的な平和及び安全等にどのような影響を与えているか等を踏まえ、厳格に審査する旨説明した¹¹⁰。一方で、木原防衛大臣は、過去に国連憲章違反の武力行使に及んだ国が次期戦闘機の輸出先国となるかを一概に答えるのは困難である旨見解を示している¹¹¹。

(イ) 二重の閣議決定

「二重の閣議決定」とは、上記の「グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転について」により、英国、イタリアと共同開発を行っているG C A Pについて、我が国から第三国に完成品を移転し得ることなどについて決定する（閣議決定①）とともに、将来、実際に第三国に直接移転する際にも個別案件ごとに閣議決定を行う（閣議決定②）ことである。

図表5 「二重の閣議決定」



(出所) 筆者作成

岸田内閣総理大臣は、移転を決定する前に、与党への協議が確保されるようにしたい旨述べている¹¹²。また、木原防衛大臣は、閣議決定に係る資料を含めた行政文書の公開

¹⁰⁸ 第213回国会参議院本会議録第22号 (2024. 5. 29)。同答弁で、木原防衛大臣は、今後、第三国直接移転を要する国際共同開発・生産のプロジェクトが新たに生じた場合には、その必要性を十分に検討することとなるため、あらゆる殺傷兵器も輸出できて当然と考えているものではない旨見解を示している。

¹⁰⁹ 武力紛争の一環として戦闘が行われていると判断される国に該当するか否かの判断は、具体的な移転案件が生じた際に、防衛装備移転三原則に従って案件を審議する中で、戦闘の規模や期間等を踏まえて個別具体的かつ総合的に行われるものであり、今後の案件について一概に答弁をするのは困難である旨説明されている (第213回国会衆議院外務委員会議録第10号 (2024. 5. 10) 鬼木誠防衛副大臣答弁)。

¹¹⁰ 第213回国会参議院本会議録第22号 (2024. 5. 29)

¹¹¹ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第16号 (2024. 5. 30)

¹¹² 第213回国会参議院予算委員会議録第9号15頁 (2024. 3. 13)

については、情報公開法を始めとする関係法令にのっとって適切に対応する旨見解を示した¹¹³。

イ G C A Pのパートナー国である英国、イタリアからの次期戦闘機の移転

次期戦闘機のパートナー国である英国及びイタリアから、現に戦闘が行われていると判断される国へ次期戦闘機が移転される可能性を問われ、木原防衛大臣は、英国及びイタリアとの間では、防衛装備移転に関する協定を締結しており、当該協定により第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けており、その上で、英国及びイタリアがG C A Pの完成品を第三国に移転する際の我が国の事前同意については、事前同意を与える相手国にとっての安全保障上の意義等を考慮しつつ、第三国移転において、武力紛争の一環として現に戦闘が行われているか否かを含めた国際的な平和及び安全への影響、第三国移転と我が国の安全保障上の関係等を考慮して慎重に検討を行い、事前同意の可否を厳格に審査する旨説明している¹¹⁴。

ウ 移転した次期戦闘機が他国への侵略に使われた場合の我が国の対応

移転した次期戦闘機が他国への侵略に使われた場合について、木原防衛大臣は、移転をした防衛装備は、その目的外使用や、第三国移転についての適正管理を相手政府に義務付けることとなるので、移転先国が目的外使用を行うような事態はそもそも輸出する段階では想定していないが、その上で、国連憲章の目的及び原則に適合する方法を使用することを義務付けているにもかかわらず、万が一、移転した防衛装備が、他国への侵略に使用されるような場合については、我が国として、相手国への是正を強く要求した上で、移転した防衛装備の維持整備に必要な部品等の供給を差し止める、個々の事例に応じて厳正に対応するということが想定される旨説明している¹¹⁵。なお、政府によれば、我が国として相手国へ是正を要求するという以上、これには当然、次期戦闘機の侵略への使用停止を強く求めることも含まれている¹¹⁶。

(2) 英国、イタリアへの我が国の制度改正に関する説明

上記の制度改正については、鬼木防衛副大臣は、防衛装備移転三原則を含む我が国の防衛装備移転に関する制度については、これまでも累次の機会に英国、イタリアに対して説明してきており、今般の我が国から第三国への直接移転に係る制度の見直しについても既に説明しているが、今後も必要な機会に説明を続けていく考えである旨見解を示した¹¹⁷。

(3) 次期戦闘機の移転における国会の関与

共同開発した次期戦闘機を第三国に移転する場合、上記のような対応を行うことが政府により示されたものの、国会においては、国民の代表である国会が当該移転の決定に関与できないことについて質疑がなされた。この点について、木原防衛大臣は、(次期戦闘機の

¹¹³ 第213回国会参議院本会議録第22号 (2024. 5. 29)

¹¹⁴ 第213回国会参議院本会議録第22号 (2024. 5. 29)

¹¹⁵ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号5頁 (2024. 3. 21)

¹¹⁶ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号 (2024. 5. 21) 坂本大祐防衛装備庁装備政策部長答弁

¹¹⁷ 第213回国会衆議院外務委員会会議録第10号 (2024. 5. 10)

移転について記載されている) 防衛装備移転三原則及び運用指針は、外国為替及び外国貿易法の運用基準及びその指針を定めるものであり、同法の運用は行政権の作用に含まれることから、防衛装備移転については、同法にのっとり、政府が主体となって行っていくことが適切であると考えている旨、その上で、防衛装備移転を含め、我が国の政策について国民の理解を得ることは重要であると考えており、政府の考えについては、国会における質疑などを通じて適切に説明していく旨見解を示している¹¹⁸。

(4) 次期戦闘機の移転における他国との競争

上記の制度改正により、次期戦闘機の我が国から直接第三国への移転が可能となったが、今後の移転について、他の国と競争しないのかが問われた。木原防衛大臣は、現状、次期戦闘機の将来的な第三国への輸出については、決まったものはないとした上で、ドイツ、フランス、スペインにより共同開発する次期戦闘機は、2040年代の運用開始を目指しており、日英伊で共同開発する次期戦闘機は、2035年までに開発完了することを目指しているところ、ドイツ、フランス、スペインによる次期戦闘機よりも早期に配備される予定であり、2030年代以降に新たな戦闘機の導入を検討する国があるとすれば有力な選択肢になると、一般的には言えるとした一方、ロシア、中国による戦闘機の開発状況については、必ずしも詳細が明らかになっておらず、これらと競争するか否かについては評価が難しい旨説明した¹¹⁹。

5. おわりに

以上、第213回国会における、GCAP、G I G O、次期戦闘機（の移転）に関する議論を概観してきた。注目を集めた分野だけに、多くの論点について質疑がなされている。一方で、政府の答弁を見ていると、現状は、次期戦闘機について、2035年頃の開発完了を目指しているものの、搭載する装備や日英伊における開発部位の分担、G I G Oにおける役割分担等、多くの点が3か国で協議中となっている。また、制度改正により、次期戦闘機を我が国から第三国へ直接移転し得る状況となったが、国会審議を見る限り、将来的な移転先については決まったものはないとされている。G I G O設立条約は、その締結について国会で承認されたものの、審議の過程で明らかになったことは、多くの点は、「今後決まっていく」ということだと感じている。この場合、やはり次なる関心事は、今後、何らかの決定がなされる度に、政府が国会（国民）に対し、どの程度の説明をするのか、または、そもそも説明をする機会を設けるのかという点である。我が国の経費負担等、政府から、公表についても検討をする旨答弁がなされた部分もあり、この点も注目していきたい。

政府が実現を確信した「我が国主導」の開発が実際に実現しているのかを含め、GCAP及びG I G Oを巡る案件は、今後の進捗確認がより重要になってくると思われる。

(ふじかわ たかあき)

¹¹⁸ 第213回国会参議院本会議録第22号 (2024. 5. 29)

¹¹⁹ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号 (2024. 5. 30)